

令和4年度

幼稚園・保育所・こども園 入園（所）申込みのご案内



お問い合わせ先 こども未来課 0745-82-2236 (直通)
IP:0745-88-9080

幼稚園・保育所・こども園

入園（所）申込みのご案内

教育・保育給付認定

○小学校入学前のお子さんが、幼稚園や保育所、こども園などの施設を利用する場合には、「教育・保育給付認定」の手続きが必要となります。

保育を必要とされる場合は、お子さんの年齢や、保護者の就労状況、家庭状況から、市が保育の必要性を判断し、認定します。

○幼稚園への入園希望の場合も、認定の手続きが必要です。

○パートタイマーなど短い時間で働いている人のお子さんでも、保育所やこども園などで、保育を受けることができます。

施設の種類

種類	教育・保育施設
幼稚園	榛原幼稚園（公立） 榛原東幼稚園（公立）
保育所	榛原北保育園（公立） しらゆり保育園（私立）
こども園	大宇陀こども園（公立） 菟田野こども園（公立） 室生こども園（公立）

認定の種類

教育認定（満3歳以上・教育標準時間認定）

- ・対象・・・お子さんが満3歳以上で、教育を希望される方
 - ・利用できる施設・・・幼稚園、こども園
- 宇陀市内の施設については、4月1日時点で満3歳の誕生日を迎えている児童が利用できます。



保育時間について

- ・「教育標準時間認定」・・・宇陀市では、午前8時30分～午後2時00分（水曜日のみ午後1時30分）までの利用ができます。



保育認定

- ・対象・・・お子さんが0歳から小学校就学前の年齢で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される方
- ・利用できる施設・・・保育所、こども園

保育時間について

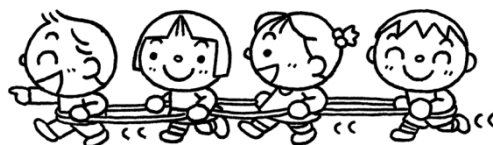
※保育認定のお子さんは、保護者の就労時間などにより、宇陀市の基準に基づき保育を受けられる時間が以下の区分に分かれます。

- 「保育標準時間認定」・・・施設を最長11時間/日の利用ができます。
午前7時30分～午後6時30分までの間で利用ができます。
- 「保育短時間認定」・・・施設を最長8時間/日の利用ができます。
午前8時30分～午後4時30分までの間で利用ができます。

保育を必要とする事由

保育の必要性の認定のうち、**保育認定**を受けるためには、**基本父母**が、次の事由のいずれかに該当することが必要です。

- 就労・・・フルタイムのほか、パートタイム、自営業など
フルタイム（120時間以上/月）就労「保育標準時間認定」
パートタイム（64時間以上/月）就労「保育短時間認定」
- 妊娠・出産・・・最大5ヶ月（出産月と前後2ヶ月）
- 保護者の疾病・障害
- 同居または、長期入院などをしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動中（起業準備含む）・・・入園後、90日以内に就労することが必要
- 就学・・・職業訓練校などにおける職業訓練を含む
- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休業中（1年間を基本）に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
※育児休業対象のお子さんが、1歳になる日の月末までを基本とし、入所定員に空きが無くやむを得ず育休を延長した場合は、当該年度末まで、保育の必要性の認定を受けることができます。



施設を利用できる対象年齢

クラス年齢	対象生年月日	利用できる施設
5歳児（年長）	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ	幼稚園 保育所 こども園
4歳児（年中）	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ	
3歳児（年少）	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ	
2歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ	保育所 こども園
1歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	
0歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ	

※公立の保育施設は、生後6ヶ月を経過してから、私立しらゆり保育園は、生後3ヶ月を経過（健康診断書等が必要）してから、施設の申込が可能です。

申込みに必要な書類

各施設の利用申込については、以下の書類をご提出いただく必要があります。

幼稚園・こども園（教育）を希望の場合

○施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（現況）申請書 兼保育所・こども園 入所（園）申込書（市のHPからも、ダウンロードできます。）

○宇陀市立幼稚園入園願書（榛原地域各幼稚園への入園をご希望の場合）

○個人番号申告書

- ・世帯全員の個人番号をご記入の上、保護者の方については個人番号が確認できるものの写し及び本人確認書類の添付が必要になります。

保育所・こども園（保育）を希望の場合

○施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定（現況）申請書 兼保育所・こども園 入所（園）申込書（市のHPからも、ダウンロードできます。）

○保育を必要とする事由を証明する書類

- ・保育を必要とする事由を証明する書類は、お子さんの父母の状況について提出いただく必要があります。
- ・同居の祖父母の就労状況については提出が無くても利用申込は可能ですが、希望する保育施設等の利用調整が必要となった場合に、優先順位を決定するため、証明書を求める場合があります。（ご提出が無い場合は、優先度が低くなります。）
- ・また、保育を必要とする事由に応じて必要な書類が異なります。

○個人番号申告書

- ・世帯全員の個人番号をご記入の上、保護者の方については個人番号及び本人確認書類の添付が必要になります。

保育を必要とする事由を証明する書類一覧

外勤の方（会社員・パート等）	勤務状況等証明書①
内職の方	勤務状況等証明書②
自営業の方	勤務状況等報告書③
出産前後の方	母子手帳の表紙と出産予定日の記載のあるところの写し
病気治療中の方	勤務状況等報告書④と、医師の診断書（保育できない状況が明記されているもの）
心身に障がいのある方	勤務状況等報告書④と、障害者手帳等の写し
看護・介護にあたっている方	勤務状況等報告書⑤と、医師の診断書、障害者手帳等の写し、介護認定書の写しのいずれか
求職中の方	勤務状況等報告書⑥とハローワークカードの写し等
就学中の方	在学証明書と、カリキュラム等、保育ができない状況がわかるもの
育児休業中で、既に在園中の子ども の継続利用の方	勤務状況等証明書①（必ず、育児休業期間が明記されているもの。）
震災・風水害・火災その他の災害 の復旧にあたっている方	勤務状況等報告書⑦と、「り災証明書」 火災の場合は、消防署発行のもの 震災・風水害の場合は、市役所発行のもの

※入園申込における注意点

- 保育施設の入所（園）は原則として、毎月1日です。
申込は、入所（園）希望する月の前々月の末日までに申請書及びその他必要書類を添えて、こども未来課に提出してください。（例：9月1日から入所希望なら7月1日～7月31日までに提出）
- クラス年齢とは、対象児童の申込時点の満年齢ではなく、入所（園）を希望する年度の4月1日時点の年齢です。
- 保育施設を希望する場合、「しつけのため」及び「集団生活を経験させたい」等の理由では、申込みできませんので、ご注意ください。
- 保護者が育児休業を取得している場合には、仕事に復帰する日の属する月の初日から保育を申し込むことができます。
- 入園の選考は、宇陀市の入園選考基準に基づきおこないます。

※申込をした後の申込内容の変更について

※以下の場合は、こども未来課に速やかにお届けください。

- ・住所や保護者の就労・家族構成など、家族の状況に変更が生じた場合。
- ・保育利用希望月や希望保育所に変更が生じた場合。
- ・申込を取り下げする場合。
- ・転職・離職された場合。
- ・求職活動中から、職場が決定された場合。
- ・その他、申込み内容に変更が生じた場合。



保育料について

幼児教育・保育にかかる保育料は、保護者の所得（市民税所得割額）に応じて決まります。

基本は、父母の所得により算出しますが、基準に満たない場合は、同居の祖父母等の所得により決定します。

ただし、令和元年10月より幼稚園・保育所・こども園に通園される3歳から5歳児クラスの全てのお子さんと、0歳から2歳児クラスのうち非課税世帯のお子さんである場合は保育料が無償となっています。

毎年9月は、市民税額年度の切替時期となっております。ご家庭によっては、保護者の所得（市民税所得割額）に応じて9月から3月末までの保育料が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

(例) 令和3年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度市民税額に基づく保育料 (令和2年1月1日～12月31日の収入)						令和4年度市民税額に基づく保育料 (令和3年1月1日～12月31日の収入)					



宇陀市内 幼稚園・保育所・こども園 一覧

幼稚園（教育認定）

公私	施設名	住所	電話番号	入園可能年齢	開園時間	土曜日 開園時間
公	榛原幼稚園	榛原萩原 2254	82-1014	満3歳～ (4月1日時点)	8:30～14:00 (水曜日のみ) 8:30～13:30	休み
公	榛原東幼稚園	榛原天満台西 2-5	82-3867	満3歳～ (4月1日時点)	8:30～14:00 (水曜日のみ) 8:30～13:30	休み

○地域により園児バスの利用ができます。

○預かり保育・・・保育時間（14:00～16:00まで）

（水曜日は13:30～15:30）

利用料金（1回 200円 おやつ代 50円）が必要です。

保育所（保育認定）

公私	施設名	住所	電話番号	保育年齢	開園時間	土曜日 開園時間
公	榛原北保育園	榛原萩原 2078	82-1143	生後7ヶ月～	7:30～18:30 (短時間 8:30～16:30)	7:30～ 16:30
私	しらゆり保育園	榛原下井足 1538-1	82-6300	生後4ヶ月～	7:00～19:30 (短時間 8:30～16:30)	7:00～ 19:30

○私立保育園については、医師の診断書により生後4ヶ月からの利用が可能です。

○公立保育所（園）については、短時間保育利用の方（8:30～16:30）が、延長保育を希望する場合は、別途、延長料金（1日 200円 おやつ代 50円）がかかります。

○私立保育園については、保育時間（標準・短時間）にかかわらず、延長保育を希望する場合は、別途、延長料金とおやつ代がかかります。

（料金については延長利用時間により異なりますので、直接施設へお尋ねください。）

○土曜保育を希望される3歳から5歳児クラスのお子さまについては、別途、給食代（おやつ含む）1日200円がかかります。

こども園 (教育・保育認定)

■教育認定で利用

公私	施設名	住所	電話番号	入園可能年齢	開園時間	土曜日 開園時間
公	大宇陀こども園	大宇陀拾生 806	83-3511	満3歳～ (4月1日時点)	8:30～14:00(水 曜日のみ8:30～ 13:30)	休み
公	菟田野こども園	菟田野古市場 672	84-3586	満3歳～ (4月1日時点)	8:30～14:00(水 曜日のみ8:30～ 13:30)	休み
公	室生こども園	室生三本松 1284	97-2255	満3歳～ (4月1日時点)	8:30～14:00(水 曜日のみ8:30～ 13:30)	休み

○お住まいの地域により、園児バスの利用ができます。

○預かり保育・・・保育時間(14:00～16:00まで)

(水曜日は13:30～15:30まで)

利用料金(1回 200円 おやつ代 50円)が必要です。



■保育認定で利用

公私	施設名	住所	電話番号	保育年齢	開園時間	土曜日 開園時間
公	大宇陀こども園	大宇陀拾生 806	83-3511	生後6ヶ月～	7:30～18:30(短時 間 8:30～16:30)	7:30～ 16:30
公	菟田野こども園	菟田野古市場 672	84-3586	生後6ヶ月～	7:30～18:30(短時 間 8:30～16:30)	7:30～ 16:30
公	室生こども園	室生三本松 1284	97-2255	生後6ヶ月～	7:30～18:30(短時 間 8:30～16:30)	7:30～ 16:30

○短時間保育利用の方(8:30～16:30)が、延長保育を希望する場合は、別途、延長料金(1日 200円 おやつ代50円)がかかります。

○お住まいの地域により、3歳児クラス以上の児童は、希望により園児バスの利用が可能です。

○土曜保育を希望される3歳から5歳児クラスのお子さまについては、別途、給食代(おやつ含む)1日200円がかかります。